平成３０年度第２０回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：平成３１年１月２２日
担当部・課：総務部防災推進課〔内線４１７４〕

① 件　　名

防犯灯維持管理等補助金交付制度の創設について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
　地域ぐるみで犯罪を未然に防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりのため、町内会等が自主活動として防犯灯を設置し維持管理を行っている。
　しかし、近年は町内会等に加入する住民の減少等により、町内会等の財政は厳しい状況にあり、防犯活動としての防犯灯の新規設置や経済的なＬＥＤ灯への切替えも難しく、電気料金も大きな負担となっていることから、町内会等から財政的支援を求められている。
【目的】
　町内会等が設置する防犯灯について、ＬＥＤ灯の新規設置や交換、また電気料金に対する補助を行い、地域における防犯活動推進の一助とするもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
なし
【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】
石巻市総合計画実施計画
　第４章　安心して健やかに暮らせるまち
　　第６節　日常の身近な安全性を高める
　　　３　安全・安心な暮らしを確保する
石巻市環境基本計画
基本目標４　低炭素社会の実現　②エネルギー

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成３０年　７月～８月　市内の町内会・行政委員会等に対し、防犯灯の設置状況や年間の電気料金等の調査を実施
※市内３４５団体中３１４団体から回答があり、設置している２３０団体の防犯灯数は４，２６５灯（うちＬＥＤ灯数は１，０９１灯）であった。
防犯灯への補助を行っている県内市町を訪問し、現状や課題等についてヒアリングを実施
１２月　総合計画実施計画策定（平成３１年度～平成３３年度）
　防犯灯普及事業

⑤ 主な内容

１　補助内容

防犯灯新規設置費補助	防犯灯交換費補助	防犯灯電気料金補助
経費の全額を補助（１灯当たり上限60,000円）	経費の全額（ただし、２回目以降の交換については５割）を補助（１灯当たり上限20,000円）	町内会等の直近年度の決算額における管理するすべての防犯灯の電気料金を５割補助

２　補助の対象
(1) 地域の防犯を目的として町内会等が設置し、維持管理を行う防犯灯であること。
(2) 新規設置・交換の場合は、電力柱、電信柱又は単独柱に電灯を取り付けた定額灯であること。また、灯具はＬＥＤで、自動点滅器を取り付けたものであること。
(3) 新規設置の場合は、他の防犯灯等との設置間隔が概ね４０ｍ以上のもの。

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

　ＬＥＤ灯の普及によりまちが明るくなり、地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ安全・安心のまちづくりへの大きな前進となる。また、町内会等における防犯灯の維持管理面の負担軽減が図られ、財政的な支援を行うことで町内会等活動の活性化に寄与する。

【市財政への負担】

平成 31 年度当初予算額　17,442 千円（一般財源）
（内訳：新規設置 480 千円、交換 12,696 千円、電気料金 4,266 千円）
※新設は、年間 10 灯の設置を想定
　交換は、5 年で 3,174 灯のＬＥＤ化を想定（12,696 千円×5 年間）
　電気料金はＬＥＤ化の推進により減少が見込まれる。

⑦　他の自治体の政策との比較検討

県内市町	新規設置	交換	電気料金
仙台市	８／１０補助	補助なし	１０／１２補助
岩沼市	８／１０補助	８／１０補助	８／１０補助
東松島市	市が設置	市が交換	市が負担
女川町	６／１０補助	７／１０補助	全額補助

⑧　今後の予定及び施行予定年月日

平成３１年１月　石巻市防犯灯維持管理等補助金交付要綱制定（平成３１年４月１日施行）
　　　　　　　　各町内会・行政区等に文書、説明会等で周知予定

⑨　その他